

(令和6年12月3日提出)

令和6年12月議会定例会議案

新 潟 市

令和6年12月議会定例会議案

目 次

議案第124号	令和6年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第125号	令和6年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	8
議案第126号	令和6年度新潟市介護保険事業会計補正予算	11
議案第127号	令和6年度新潟市下水道事業会計補正予算	14
議案第128号	令和6年度新潟市水道事業会計補正予算	17
議案第129号	令和6年度新潟市病院事業会計補正予算	19
議案第130号	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	20
議案第131号	新潟市新津鉄道資料館条例の一部改正について	22
議案第132号	新潟市公民館条例の一部改正について	23
議案第133号	新潟市保育所条例の一部改正について	24
議案第134号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	25
議案第135号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について	26
議案第136号	新潟市給与条例等の一部改正について	57
議案第137号	新潟市教育職員給与条例の一部改正について	100
議案第138号	新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	115
議案第139号	新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	116
議案第140号	損害賠償の額の決定について	117
議案第141号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	118
議案第142号	人事委員会委員の選任について	119
議案第143号	当せん金付証票の発売について	120
議案第144号	契約の締結について	121
議案第145号	契約の締結について	122

議案第146号	契約の締結について	1 2 3
議案第147号	契約の締結について	1 2 4
議案第148号	契約の変更について	1 2 5
議案第149号	指定管理者の指定について	1 2 6
議案第150号	指定管理者の指定について	1 2 7
議案第151号	指定管理者の指定について	1 2 8
議案第152号	指定管理者の指定について	1 2 9
議案第153号	指定管理者の指定について	1 3 0
議案第154号	指定管理者の指定について	1 3 2
議案第155号	指定管理者の指定について	1 3 3
議案第156号	指定管理者の指定について	1 3 4
議案第157号	指定管理者の指定について	1 3 5
議案第158号	指定管理者の指定について	1 3 6
議案第159号	指定管理者の指定について	1 3 7
議案第160号	指定管理者の指定について	1 3 8
議案第161号	指定管理者の指定について	1 3 9
議案第162号	指定管理者の指定について	1 4 0
議案第163号	指定管理者の指定について	1 4 1
議案第164号	指定管理者の指定について	1 4 2
議案第165号	指定管理者の指定について	1 4 3
議案第166号	指定管理者の指定について	1 4 4
議案第167号	指定管理者の指定について	1 4 5
議案第168号	指定管理者の指定について	1 4 6
議案第169号	指定管理者の指定について	1 4 7
議案第170号	指定管理者の指定について	1 4 8
議案第171号	指定管理者の指定について	1 4 9

議案第172号	指定管理者の指定について	150
議案第173号	指定管理者の指定について	151
議案第174号	指定管理者の指定について	152
議案第175号	指定管理者の指定について	153
議案第176号	指定管理者の指定について	154
議案第177号	指定管理者の指定について	155
議案第178号	指定管理者の指定について	156
議案第179号	指定管理者の指定について	158
議案第180号	指定管理者の指定について	159
議案第181号	市長専決処分について	160
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	164

議案第124号

令和6年度新潟市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度新潟市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,889,016千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ441,830,081千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		87,968,899	90,389	88,059,288
	2 国庫補助金	26,756,293	90,389	26,846,682
20 県支出金		24,467,823	38,800	24,506,623
	1 県負担金	16,583,674	38,800	16,622,474
23 繰入金		2,551,839	461,500	3,013,339
	2 基金繰入金	2,212,702	461,500	2,674,202
24 繰越金		186,310	4,173,127	4,359,437
	1 繰越金	186,310	4,173,127	4,359,437
26 市債		37,273,800	4,125,200	41,399,000
	1 市債	37,273,800	4,125,200	41,399,000
歳 入	合 計	432,941,065	8,889,016	441,830,081

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,009,242	3,034	1,012,276
	1 議会費	1,009,242	3,034	1,012,276
2 総務費		43,270,919	1,715,176	44,986,095
	1 総務管理費	39,175,319	1,423,349	40,598,668
	2 徴税費	2,582,321	204,886	2,787,207
	3 戸籍住民基本台帳費	763,744	42,202	805,946
	4 選挙費	391,058	220	391,278
	5 統計調査費	76,957	37,130	114,087
	6 人事委員会費	107,558	5,540	113,098
	7 監査委員費	173,962	1,849	175,811
3 民生費		149,552,803	1,089,913	150,642,716
	1 社会福祉費	18,567,374	55,575	18,622,949
	2 児童福祉費	50,277,127	762,143	51,039,270
	3 障がい福祉費	26,689,177	60,174	26,749,351
	4 生活保護費	17,760,525	8,714	17,769,239
	5 老人福祉費	27,397,434	118,974	27,516,408
	6 国民年金費	38,166	1,721	39,887
	7 災害救助費	8,823,000	82,612	8,905,612
4 衛生費		29,454,781	112,799	29,567,580
	1 保健衛生費	18,847,889	60,547	18,908,436
	2 清掃費	10,606,892	52,252	10,659,144
5 労働費		689,320	11,599	700,919
	1 労働諸費	689,320	11,599	700,919

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		6,163,838	33,959	6,197,797
	1 農業費	2,987,683	30,647	3,018,330
	2 農地費	2,940,875	2,701	2,943,576
	3 水産業費	235,280	611	235,891
7 商工費		11,671,384	11,412	11,682,796
	1 商業費	9,828,055	21,584	9,849,639
	2 工業費	1,843,329	△ 10,172	1,833,157
8 土木費		60,810,681	383,316	61,193,997
	2 道路橋りょう費	26,429,701	343,558	26,773,259
	3 港湾空港費	400,516	△ 1,101	399,415
	4 都市計画費	24,622,088	18,320	24,640,408
	5 公園緑地費	2,924,339	△ 1,982	2,922,357
	7 建築費	4,080,407	12,280	4,092,687
	8 住宅費	1,695,511	12,241	1,707,752
9 消防費		11,184,368	289,418	11,473,786
	1 消防費	11,184,368	289,418	11,473,786
10 教育費		57,987,261	5,238,390	63,225,651
	1 教育総務費	9,325,272	227,340	9,552,612
	2 小学校費	24,792,363	1,157,390	25,949,753
	3 中学校費	14,809,633	3,115,052	17,924,685
	4 高等学校費	1,478,415	442,894	1,921,309
	5 幼稚園費	382,880	△ 8,797	374,083
	6 特別支援学校費	1,454,153	151,192	1,605,345
	7 生涯学習費	2,771,989	129,777	2,901,766
	8 保健給食費	2,972,556	23,542	2,996,098
歳 出	合 計	432,941,065	8,889,016	441,830,081

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	東区役所前横断歩道橋撤去解体事業	57,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	私道災害復旧支援事業	440,000
9 消防費	1 消防費	大型特殊車両維持補修費	35,000
10 教育費	2 小学校費	学校空調設備整備事業	749,800
	3 中学校費	学校空調設備整備事業	2,877,700
	4 高等学校費	学校空調設備整備事業	461,500

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
住民基本台帳ネットワークシステム機器更新事業	令和 7年度	61,000
急患診療センター電子カルテシステム導入事業	令和 7年度	200,000
道路橋りょう維持補修平準化事業	令和 7年度	2,292,300
道路橋りょう新設改良平準化事業	令和 7年度	196,000
主要地方道新潟中央環状線（信濃川渡河工区）橋りょう整備事業	令和 7年度から 令和 8年度まで	280,000
主要地方道新潟新津線・亀田跨線橋架替事業	令和 7年度から 令和14年度まで	4,731,000
公共建築物保全適正化推進事業	令和 7年度	3,000,000
公共建築物特定天井安全対策事業	令和 7年度	611,500
学校給食食材購入費	令和 7年度	1,730,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校整備事業費	139,100	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	888,900	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
中学校整備事業費	111,400	又は債券	利率見直し	元利均等又は元金均等	2,989,100	又は債券	利率見直し	元利均等又は元金均等
高等学校整備事業費	5,200	発行	方式で借り	若しくは不均等の方法	466,700	発行	方式で借り	若しくは不均等の方法
その他施設災害復旧事業費	3,005,300	(他	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	3,041,500	(他	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
		の地方公共団体と	で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金	について利率の見直しを行った後		の地方公共団体と	で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金	について利率の見直しを行った後
		の共同発行を含む。)	において、当該見直し後の利率)			の共同発行を含む。)	において、当該見直し後の利率)	

議案第 1 2 5 号

令和 6 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3, 7 7 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 1, 4 3 4, 0 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		6,170,075	23,774	6,193,849
	1 他会計繰入金	5,991,706	23,774	6,015,480
歳 入	合 計	71,410,267	23,774	71,434,041

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,572,133	21,525	1,593,658
	1 総務管理費	1,568,823	21,525	1,590,348
4 保健事業費		644,025	2,249	646,274
	1 保健事業費	61,972	389	62,361
	2 特定健康診査等事業費	582,053	1,860	583,913
歳 出	合 計	71,410,267	23,774	71,434,041

議案第 1 2 6 号

令和 6 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5, 4 4 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 7, 2 4 6, 1 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		19,501,570	9,930	19,511,500
	2 国庫補助金	4,967,982	9,930	4,977,912
7 繰入金		13,288,235	35,511	13,323,746
	1 一般会計繰入金	12,701,058	35,511	12,736,569
歳 入	合 計	87,200,719	45,441	87,246,160

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,425,019	44,774	1,469,793
	1 総務管理費	823,975	33,970	857,945
	2 徴収費	144,489	9,930	154,419
	3 介護認定調査・審査会費	456,555	874	457,429
3 地域支援事業費		3,017,415	667	3,018,082
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,457,449	△ 1,190	2,456,259
	3 包括的支援事業・任意事業費	516,919	1,857	518,776
歳 出	合 計	87,200,719	45,441	87,246,160

議案第 1 2 7 号

令和 6 年度新潟市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費	31,964,694	17,212 △100,368	31,881,538
第 1 項 営業費用	27,544,234	17,212 △100,368	27,461,078

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 3, 7 0 5, 3 3 8 千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 3, 7 5 2, 2 5 4 千円は、」に、「及び当年度利益剰余金処分量 3 9 4, 8 0 4 千円」を「及び当年度利益剰余金処分量 4 4 1, 7 2 0 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	39,197,082	46,916	39,243,998
第1項 建設改良費	16,963,908	46,916	17,010,824

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、
次のとおり補正する。

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
鳥屋野排水区 雨水バイパス管3～5下水道工事	令和7年度から 令和8年度まで	1,060,000
松浜第2排水区 松浜雨水3号幹線下水道工事	令和7年度から 令和8年度まで	590,000
鳥屋野・万代・下所島排水区 雨水バイパス管下水道工事	令和7年度	760,000

(変更)

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
中部下水処理場 No. 3脱水機設備更新工事	令和7年度	780,000	令和7年度から 令和8年度まで	1,200,000
下所島ポンプ場 受変電設備工事	令和7年度	230,000	令和7年度から 令和8年度まで	360,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	1,477,942	1,442,867

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

議案第128号

令和6年度新潟市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度新潟市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	17,457,808	155,196 △202	17,612,802
第1項 営業費用	16,138,340	155,196 △202	16,293,334

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,072,143千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,086,260千円は、」に、「、当年度損益勘定留保資金5,341,433千円」を「、当年度損益勘定留保資金5,385,995千円」に、「及び建設改良積立金999,915千円で」を「及び建設改良積立金969,470千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	12,445,260	21,195 △7,078	12,459,377
第1項 建設改良費	9,006,009	21,195 △7,078	9,020,126

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職員給与費	2,711,848	2,880,219

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

議案第129号

令和6年度新潟市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度新潟市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	28,615,273	164,600	28,779,873
第1項 医業収益	25,060,634	140,000	25,200,634
第2項 医業外収益	3,544,639	24,600	3,569,239

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	28,943,840	448,082	29,391,922
第1項 医業費用	28,505,119	448,082	28,953,201

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	13,182,679	13,911,361

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

議案第130号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年新潟市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号の次に次の1号を加える。

（7）の2 緊急消防援助隊等活動手当

第14条の次に次の1条を加える。

（緊急消防援助隊等活動手当）

第14条の2 消防職員が緊急消防援助隊（消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。）として、又は同法第39条第2項の規定に基づく協定により、災害が発生した市町村に出動し、災害応急対策等の活動に従事した場合は、緊急消防援助隊等活動手当を支給する。

2 緊急消防援助隊等活動手当の額は、活動に従事した日1日につき、1,080円とする。ただし、当該活動を要する区域の全部又は一部について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）がある場合は、活動に従事した日1日につき、2,160円とする。

第26条第4項の表に次のように加える。

緊急消防援助隊等活動手当	緊急出動手当
--------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 3 1 号

新潟市新津鉄道資料館条例の一部改正について

新潟市新津鉄道資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新津鉄道資料館条例の一部を改正する条例

新潟市新津鉄道資料館条例（平成 1 6 年新潟市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

2 資料館の施設の利用につき、その利用者から使用料を徴収する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する使用料の額は、次に掲げるとおりとする。

（1） ミニ S L 別表第 2 に規定する額

（2） 附属設備 実費等を勘案して市長が別に定める額

第 1 1 条中「ミニ S L」を「資料館の施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 3 2 号

新潟市公民館条例の一部改正について

新潟市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市公民館条例の一部を改正する条例

新潟市公民館条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表新潟市亀田地区公民館の項を削る。

第 1 0 条第 1 項中「次に掲げる公民館」を「新潟市中央公民館」に、「公民館運営審議会」を「新潟市公民館運営審議会（以下「公民館運営審議会」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項中「2 0 名」を「1 2 名」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 3 3 号

新潟市保育所条例の一部改正について

新潟市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市保育所条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市保育所条例（昭和 3 9 年新潟市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市立山田保育園の項を削る。

第 2 条 新潟市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表新潟市立太夫浜保育園の項を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年 4 月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 1 3 4 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第 3 0 条第 1 項第 4 号ア中「第 1 3 条第 3 項第 2 号」を「第 1 3 条第 3 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 135 号

新潟市建築関係手数料条例の一部改正について

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 21 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項を次のように改める。

<p>1 法第 6 条第 4 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は法第 18 条第 3 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画に対する審査</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の計画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（建築物の計画に法第 87 条の 4 に規定する建築設備の計画が含まれる場合にあっては、当該額に、第 2 項各号に定める額を加算した額）</p> <p>（1） 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 10 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定によらない建築物を含む計画 次のアからケまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからケまでに定める額</p> <p>ア 30 平方メートル以内 15,000 円</p>
--	--

イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 29,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 42,000円

エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内 57,000円

オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 84,000円

カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 118,000円

キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 256,000円

ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内 439,000円

ケ 50,000平方メートル超 803,000円

(2) 施行令第10条第1号、第3号及び第4号の規定による建築物のみの計画 次のアからウまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア 30平方メートル以内 13,000円

イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 22,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方
メートル以内 31,000円

(3) 建築物のエネルギー消費性能
の向上等に関する法律（平成27年
法律第53号。以下「建築物省エネ
法」という。）第11条第1項ただ
し書及び建築物省エネ法第12条第
2項ただし書の国土交通省令で定め
る特定建築行為のうち、建築物エネ
ルギー消費性能基準等を定める省令
（平成28年経済産業省・国土交通
省令第1号。以下「基準省令」とい
う。）第1条第1項第2号で定める
住宅部分（以下「基準省令で定める
住宅部分」という。）のみを有する
建築物（施行令第10条第1号、第
3号及び第4号の規定による建築物
を除く。）であり、かつ、仕様ルー
ト（基準省令第1条第1項第2号イ
（2）及びロ（2）又は基準省令第
10条第2号イ（2）及びロ（2）
の基準をいう。以下同じ。）により
評価された建築物が含まれる計画（
市長が別に定める図書を添付した新
築工事に係る申請を除く。） 前2

号に定める額に、次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額を加算した額。この場合において、一戸建ての住宅以外の住宅で住戸以外の部分（以下「共用部」という。）を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 一戸建ての住宅で床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）200平方メートル未満 14,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 16,000円

ウ 共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿等（以下「共同住宅等」という。）面積300平方メートル未満 26,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 41,000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 65,000円

	カ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 84,000円
--	--------------------------------

別表2の項事務の種類を次のように改める。

2 法第87条の4において準用する法第6条第4項又は法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定による建築設備の計画に対する審査
--

別表4の項及び5の項を次のように改める。

4 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定による建築物の工事に対する検査（次項に規定するものを除く。）	<p>次の各号に掲げる建築物の工事に 次に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 施行令第10条第1号、第3号及び第4号の規定によらない建築物を含む工事 次のアからケまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからケまでに定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内 20,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 26,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 35,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内 50,000円</p> <p>オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 68,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 91,000円</p>
---	--

キ 2,000平方メートルを超え10,000
平方メートル以内 208,000円

ク 10,000平方メートルを超え50,0
00平方メートル以内 299,000円

ケ 50,000平方メートル超 547,000
円

(2) 施行令第10条第1号、第3
号及び第4号の規定による建築物の
みの工事 次のアからウまでに掲げ
る建築物の床面積の合計の区分に応
じ、それぞれ当該アからウまでに定
める額

ア 30平方メートル以内 19,000円

イ 30平方メートルを超え100平方メ
ートル以内 22,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方
メートル以内 28,000円

(3) 基準省令で定める住宅部分（
建築物省エネ法第10条1項の規定
が適用される建築物に限る。）（住
宅の品質確保の促進等に関する法律
（平成11年法律第81号。以下「
品確法」という。）第6条第3項に
規定する住宅性能評価書（以下「建
設住宅性能評価」という。）の検査

を受けた建築物又は法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。

) 前2号に定める額に次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額を加算した額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 戸建て住宅面積0平方メートルを超えるもの 5,000円

イ 共同住宅等面積300平方メートル未満 10,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 22,000円

エ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円

オ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 89,000円

(4) 基準省令第1条第1項第1号で定める非住宅部分（以下「基準省令で定める非住宅部分」という。）

(建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物に限る。)

で、かつ、当該部分の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場又はごみ焼却場その他の処理施設(以下「工場等」という。)に供するもの(法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)(次号において同じ。) 第1

号及び第2号に定める額に次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額を加算した額

ア 300平方メートル未満 4,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 7,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 11,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 33,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 52,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000

	<p>平方メートル未満 66,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上 83,000円</p> <p>(5) 基準省令で定める非住宅部分 (前号に規定する部分を除く。)</p> <p>第1号及び第2号に定める額に次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額を加算した額</p> <p>ア 300平方メートル未満 10,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 18,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 30,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 89,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 142,000円</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 179,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上 224,000円</p>
<p>5 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定による建築物の工事に対する検査(法第7条の3第5項、法第7条の4</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 施行令第10条第1号、第3</p>

第3項又は法第18条第30項の規定による特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものに限る。)

号及び第4号の規定によらない建築物を含む工事 次のアからケまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからケまでに定める額

ア 30平方メートル以内 18,000円

イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 22,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 32,000円

エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内 47,000円

オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 64,000円

カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 84,000円

キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 197,000円

ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内 286,000円

ケ 50,000平方メートル超 535,000円

(2) 施行令第10条第1号、第3号及び第4号の規定による建築物の

みの工事 次のアからウまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからウに定める額

ア 30平方メートル以内 17,000円

イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 20,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 26,000円

(3) 基準省令で定める住宅部分（建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物に限る。）（建設住宅性能評価の検査を受けた建築物又は法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）前2号に定める額に次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額を加算した額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 戸建て住宅面積0平方メートルを超えるもの 5,000円

イ 共同住宅等面積300平方メートル未満 10,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 22,000円

エ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円

オ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 89,000円

(4) 基準省令で定める非住宅部分

(建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物に限る。)

(法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)(次号において同じ。)で、かつ、当該部分の用途が工場等に供するもの 第1号及び第2号に定める額に次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額を加算した額

ア 300平方メートル未満 4,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 7,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平

方メートル未満 11,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平

方メートル未満 33,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平

方メートル未満 52,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000

平方メートル未満 66,000円

キ 25,000平方メートル以上 83,0

00円

(5) 基準省令で定める非住宅部分で、かつ、当該部分の用途が工場等に供するもの以外のもの 第1号及び第2号に定める額に次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額を加算した額

ア 300平方メートル未満 10,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方

メートル未満 18,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平

方メートル未満 30,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平

方メートル未満 89,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平

方メートル未満 142,000円

	カ 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満 179,000円
	キ 25,000平方メートル以上 224, 000円

別表6の項事務の種類を次のように改める。

6 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定による建築設備の工事に対する検査

別表7の項事務の種類を次のように改める。

7 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第4項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第21項の規定による工作物の工事に対する検査

別表8の項事務の種類を次のように改める。

8 法第7条の3第4項又は法第18条第29項の規定による建築物の特定工程に係る工事に対する検査

別表8の項手数料の額の欄中「19,000円」を「20,000円」に、「26,000円」を「28,000円」に、「34,000円」を「37,000円」に、「55,000円」を「62,000円」に、「74,000円」を「84,000円」に、「153,000円」を「177,000円」に、「215,000円」を「249,000円」に、「409,000円」を「477,000円」に改め、同表9の項事務の種類を次のように改める。

9 法第87条の4において準用する法第7条の3第4項又は法第87条の4において準用する法第18条第29項の規定による建築設備の特定工程に係る工事に対する検査

別表11の項事務の種類を「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表４７の２の項事務の種類欄中「建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）」を「施行令」に改める。

別表４７の３の項事務の種類欄及び同表４８の項事務の種類欄中「建築基準法施行令」を「施行令」に改める。

別表５３の項事務の種類欄中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「品確法」という。）」を「品確法」に改める。

別表６６の項を次のように改める。

66 削除	
-------	--

別表６７の項事務の種類欄中「都市低炭素化促進法第５３条第１項」を「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第５３条第１項」に改め、「基準」の次に「（以下「認定基準」という。）」を加え、同項手数料の額の欄第１号中「住戸」を「住戸（住戸に附属する共用部分を除く。以下この項から第６９項までにおいて同じ。）」に、「同時申請戸」を「低炭素建築物新築等計画の認定の申請が同時になされた住戸」に改め、同欄第３号中「建築物の面積」の次に「（当該建築物に住戸が含まれる場合は、当該住戸の面積を除く。第６９項において同じ。）」を加え、同表６８の項を次のように改める。

68 削除	
-------	--

別表６９の項事務の種類欄中「第５５条第１項に規定する認定を受けた」を「第５５条第１項の規定による」に、「都市低炭素化促進法第５４条第１項第１号に掲げる基準」を「認定基準」に改め、同項手数料の額の欄第１号中「同時変更申請戸」を「低炭素建築物新築等計画の変更の申請が同時になされた住戸」に改め、同表７２の項及び７３の項を次のように改める。

72 建築物省エネ法第１１条第１項又は第１２条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エ	次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 基準省令第１条第１項第１号
---	---

ネ適合性判定」という。)に係る審査(当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分に限る。)(次項に規定するものを除く。)

ロの基準(以下「モデル建物法」という。)により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 97,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 124,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 163,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 263,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 344,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 413,000円

キ 25,000平方メートル以上 485,000円

(2) 基準省令第1条第1項第1号

イの基準(以下「標準入力法」という。)により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 254,000

	<p>円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 318,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 410,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 586,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 721,000円</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 852,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上 972,000円</p>
<p>7.3 省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分で、かつ、当該用途が工場等である部分に限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) モデル建物法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満 21,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 30,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 42,000円</p>

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 106,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 160,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 199,000円

キ 25,000平方メートル以上 246,000円

(2) 標準入力法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 26,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 34,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 48,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 114,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 168,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 207,000円

キ 25,000平方メートル以上 257,

000円

別表73の項の次に次のように加える。

<p>73の2 省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める住宅部分に限る。）（市長が別に定める図書を添付した新築工事に係る審査を除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 仕様ルートにより評価された建築物の部分 次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。</p> <p>ア 戸建て住宅面積200平方メートル未満 20,000円</p> <p>イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 21,000円</p> <p>ウ 共同住宅等面積300平方メートル未満 37,000円</p> <p>エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 64,000円</p> <p>オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 115,000円</p>
--	---

カ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 174,000円

(2) 標準計算ルート(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)又は基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)の基準をいう。以下同じ。)により評価された建築物の部分
次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額

ア 戸建て住宅面積200平方メートル未満 38,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 43,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル未満 77,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 128,000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 219,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 313,000円

(3) 併用ルートによる評価（外皮性能又は一次エネルギー消費量のいずれか一方を仕様ルートにより評価し、かつ、他方を標準計算ルートにより評価することをいう。以下同じ。）をされた建築物の部分 次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額

ア 戸建て住宅面積200平方メートル未満 29,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 32,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル未満 57,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 96,000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 166,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 243,000円

別表74の項から79の項までを次のように改める。

7 4 建築物省エネ法第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「変更後の省エネ適合性判定」という。）に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分に限る。）（次項に規定するものを除く。）

次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) モデル建物法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

ア 300平方メートル未満 49,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 62,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 81,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 132,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 172,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 207,000円

キ 25,000平方メートル以上 243,000円

(2) 標準入力法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 127,000

	<p>円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 159,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 205,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 293,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 361,000円</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 426,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上 486,000円</p>
<p>7 5 変更後の省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分で、かつ、当該用途が工場等である部分に限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) モデル建物法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満 11,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 15,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方</p>

方メートル未満 53,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平

方メートル未満 80,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000

平方メートル未満 99,000円

キ 25,000平方メートル以上 123,

000円

(2) 標準入力法により評価された

建築物の部分 次のアからキまでに

掲げる床面積の合計の区分に応じ、

それぞれ当該アからキまでに定める

額

ア 300平方メートル未満 13,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方

メートル未満 17,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平

方メートル未満 24,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平

方メートル未満 57,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平

方メートル未満 84,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000

平方メートル未満 104,000円

キ 25,000平方メートル以上 128,

000円

7 6 変更後の省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める住宅部分に限る。）（市長が別に定める図書を添付した新築工事に係る申請を除く。）

次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) 仕様ルートにより評価された建築物の部分 次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 戸建て住宅面積200平方メートル未満 10,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 11,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル未満 18,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 32,000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 58,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 87,000円

(2) 標準計算ルートにより評価さ

れた建築物の部分 次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額

ア 戸建て住宅面積200平方メートル未満 19,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 21,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル未満 39,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 64,000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 109,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 157,000円

(3) 併用ルートによる評価をされた建築物の部分 次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額

ア 戸建て住宅面積200平方メートル未満 14,000円

	<p>イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 16,000円</p> <p>ウ 共同住宅等面積300平方メートル未満 29,000円</p> <p>エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 48,000円</p> <p>オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 83,000円</p> <p>カ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 122,000円</p>
<p>77 建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査（市長が別に定める図書の添付があった申請に対する審査に限る。）</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 基準省令第10条第2号の基準にのみ適合させる建築物については、次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず当該部分の床面積を含むものとする。</p> <p>ア 戸建て住宅面積0平方メートルを超えるもの 5,400円</p>

イ 共同住宅等面積300平方メートル未満 11,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 23,000円

エ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円

オ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 90,000円

(2) 基準省令第10条第1号及び第2号の基準に適合させる建築物（前号に規定するものを除く。）については、次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 11,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 18,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 30,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 90,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 142,000円

	<p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 179,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上 224,000円</p>
78 削除	
79 建築物省エネ法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る審査（市長が別に定める図書の添付があった申請に対する審査に限る。）	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 基準省令第10条第2号の基準にのみ適合させる建築物については、次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。</p> <p>ア 戸建て住宅面積0平方メートルを超えるもの 2,800円</p> <p>イ 共同住宅等面積300平方メートル未満 5,400円</p> <p>ウ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 11,000円</p> <p>エ 共同住宅等面積2,000平方メートル</p>

	ル以上5,000平方メートル未満 25,000円
オ	共同住宅等面積5,000平方メートル以上 45,000円
(2)	基準省令第10条第1号及び第2号の基準に適合させる建築物（前号に規定するものを除く。）については、次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額
ア	300平方メートル未満 5,400円
イ	300平方メートル以上1,000平方メートル未満 9,300円
ウ	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 15,000円
エ	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
オ	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 71,000円
カ	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 90,000円
キ	25,000平方メートル以上 112,000円

別表80の項事務の種類を次のように改める。

80 建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画に対する審査

別表81の項事務の種類を次のように改める。

81 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する軽微な変更該当することを証する書面（以下「軽微な変更該当証明書」という。）の交付に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分に限る。）（次項に規定するものを除く。）

別表82の項事務の種類を次のように改める。

82 軽微な変更該当証明書の交付に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分で、かつ、当該部分の用途が工場等である部分に限る。）

別表82の項の次に次のように加える。

82の2 軽微な変更該当証明書の交付に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める住宅部分に限る。）	第76項に規定する額
--	------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第136号

新潟市給与条例等の一部改正について

新潟市給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第1条 新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「月額30万9,200円」を「月額31万円」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第23条第3項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

一般俸給表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,400	259,500	285,700	308,300	335,400	377,900	417,500	469,300
	2	184,600	231,500	260,800	287,300	310,200	337,300	380,100	419,900	472,300
	3	185,800	232,900	262,000	288,500	312,100	339,200	382,000	422,400	475,400
	4	186,900	234,300	262,800	289,800	313,900	341,100	384,000	424,800	478,400
	5	188,200	235,800	263,500	291,200	315,400	343,200	386,000	426,800	481,200
	6	189,800	237,000	264,600	292,800	317,100	345,000	387,700	429,100	484,100
	7	191,500	238,600	265,800	294,200	318,300	347,100	389,600	431,300	487,100
	8	193,100	240,100	266,800	295,900	319,800	349,100	391,400	433,600	490,200
	9	194,700	241,000	267,700	297,500	321,700	351,100	393,200	435,600	493,100
	10	196,200	242,200	269,000	299,300	323,600	353,100	395,500	437,800	496,000
	11	197,800	243,800	270,000	300,800	325,400	355,000	397,700	440,000	499,000
	12	199,400	244,900	271,200	302,300	327,600	357,100	399,800	442,200	502,000
	13	201,000	246,000	272,400	303,900	329,300	358,700	401,700	444,100	504,600
	14	202,700	247,100	273,300	305,500	331,400	360,400	404,000	446,100	506,900
	15	204,400	248,300	274,400	306,500	333,500	361,800	406,200	448,000	509,100
	16	206,100	249,400	275,300	307,700	335,500	363,300	408,600	450,000	511,300
17	207,400	250,400	276,300	309,600	337,300	365,000	410,400	451,900	513,400	

18	209,000	251,700	277,500	311,300	339,200	366,400	412,500	453,600	514,800
19	210,600	253,000	278,600	312,900	341,000	367,600	414,300	455,400	516,100
20	212,100	253,900	279,400	314,800	343,000	368,900	416,400	457,100	517,400
21	213,600	254,600	280,500	316,500	344,600	370,400	418,200	458,600	518,500
22	215,200	255,800	281,900	318,500	346,300	371,900	420,000	460,000	519,900
23	216,800	257,100	283,100	320,400	347,700	373,400	422,000	461,500	521,200
24	218,400	258,300	284,600	322,400	349,500	374,900	423,900	462,900	522,500
25	220,000	259,100	285,900	324,100	350,900	376,400	425,800	464,400	523,600
26	221,700	260,200	287,300	326,100	352,200	378,400	427,400	465,700	524,800
27	222,900	261,100	288,800	327,700	353,400	380,300	428,900	467,100	525,900
28	224,600	262,000	290,200	329,800	354,900	382,300	430,500	468,300	527,100
29	225,800	262,800	291,700	331,400	356,200	383,900	432,100	469,200	528,000
30	226,800	263,600	293,000	333,200	357,600	385,700	433,300	469,900	528,900
31	228,100	264,400	294,200	334,600	359,000	387,400	434,600	470,700	529,600
32	229,300	265,000	295,700	336,200	360,600	389,200	435,900	471,400	530,500
33	230,400	265,700	296,800	337,700	361,900	390,700	437,000	471,900	531,200
34	231,200	266,300	298,200	339,000	363,700	392,300	438,100	472,700	532,100
35	232,100	266,900	299,500	340,500	365,400	393,800	439,500	473,200	532,900
36	233,300	267,500	301,000	341,900	367,100	395,500	440,700	473,900	533,800
37	234,400	268,000	302,300	343,100	368,600	397,100	442,000	474,500	534,700
38	235,200	269,100	304,000	344,700	369,900	398,300	442,800	475,200	535,600
39	236,000	269,700	305,700	346,300	371,200	399,400	443,600	475,600	536,500
40	236,800	270,800	307,400	348,000	372,700	400,600	444,500	476,100	537,300
41	237,500	271,700	308,900	349,300	374,000	401,700	445,000	476,800	538,200
42	238,200	272,800	310,500	351,200	375,000	402,900	445,800	477,200	

43	239,000	273,700	311,700	353,000	376,200	403,900	446,500	477,700
44	239,800	274,600	313,200	354,900	377,400	405,000	447,200	478,200
45	240,500	275,500	314,700	356,300	378,200	405,900	447,800	478,700
46	241,100	276,500	316,100	357,900	379,100	406,400	448,600	
47	241,700	277,400	317,200	359,400	379,900	407,100	449,200	
48	242,300	278,200	318,400	360,900	380,800	407,700	449,900	
49	242,800	279,200	319,500	362,400	381,800	408,400	450,500	
50	243,400	280,000	320,400	363,600	382,600	409,000	451,200	
51	244,000	280,700	321,400	364,700	383,400	409,600	451,600	
52	244,500	281,700	322,500	365,800	384,100	410,200	452,200	
53	244,900	282,300	323,500	366,700	384,900	410,800	452,600	
54	245,300	283,200	324,800	367,800	385,500	411,500	453,200	
55	245,700	284,200	325,900	368,700	386,200	412,200	453,700	
56	246,000	285,200	327,100	369,700	386,900	412,800	454,300	
57	246,300	286,100	328,300	370,600	387,500	413,300	454,700	
58	246,700	287,000	329,400	371,300	388,000	414,000	455,100	
59	247,100	287,800	330,600	372,000	388,500	414,600	455,600	
60	247,500	288,800	331,700	372,700	389,200	415,200	456,100	
61	247,900	289,800	332,500	373,200	389,500	415,600	456,600	
62	248,300	290,400	333,500	373,800	390,200	416,100		
63	248,600	290,900	334,300	374,400	390,900	416,700		
64	248,900	291,400	335,300	375,100	391,500	417,300		
65	249,200	291,900	336,000	375,500	391,800	417,600		
66	249,500	292,300	336,700	376,100	392,500	418,000		
67	249,800	292,700	337,500	376,700	393,000	418,400		

68	250,100	293,100	338,300	377,400	393,600	418,800
69	250,400	293,500	339,000	377,800	394,000	419,200
70	250,700	293,900	339,700	378,500	394,600	419,500
71	251,000	294,300	340,300	379,000	395,100	419,800
72	251,300	294,700	340,900	379,600	395,700	420,300
73	251,600	295,100	341,400	380,000	396,000	420,700
74	251,900	295,500	342,000	380,700	396,600	421,100
75	252,200	295,900	342,500	381,200	397,000	421,600
76	252,600	296,300	343,100	381,800	397,400	422,000
77	252,900	296,700	343,400	382,100	397,700	422,300
78	253,200	297,000	343,800	382,600	398,000	
79	253,500	297,300	344,300	383,200	398,300	
80	253,800	297,600	344,700	383,800	398,600	
81	254,100	297,900	345,100	384,300	398,900	
82	254,400	298,200	345,500	384,800	399,200	
83	254,700	298,500	345,900	385,300	399,600	
84	255,000	298,800	346,400	385,600	399,900	
85	255,300	299,100	346,800	386,000	400,200	
86	255,600	299,400	347,300	386,300	400,500	
87	256,000	299,700	347,800	386,600	400,800	
88	256,400	300,000	348,200	386,900	401,100	
89	256,900	300,300	348,500	387,300	401,400	
90	257,300	300,600	349,000	387,600	401,700	
91	257,600	300,900	349,300	387,900	402,000	
92	257,900	301,200	349,700	388,200	402,300	

93	258,200	301,500	350,000	388,500	402,600				
94		301,800	350,400	388,800					
95		302,100	350,800	389,100					
96		302,400	351,300	389,400					
97		302,700	351,600	389,700					
98		303,000	351,900	390,000					
99		303,300	352,400	390,300					
100		303,600	352,900	390,600					
101		303,900	353,200	390,900					
102		304,200	353,500						
103		304,500	353,800						
104		304,800	354,100						
105		305,100	354,500						
106		305,400	354,900						
107		305,700	355,300						
108		306,000	355,800						
109		306,300	356,200						
110		306,600	356,500						
111		306,900	356,900						
112		307,200	357,300						
113		307,500	357,700						
114		307,800							
115		308,100							
116		308,400							
117		308,700							

	118		309,000							
	119		309,300							
	120		309,600							
	121		309,900							
	122		310,200							
	123		310,500							
	124		310,800							
	125		311,100							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		191,000	217,900	262,600	282,700	298,000	324,200	366,500	400,400	452,200

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第3
1条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職俸給表（１）

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	294,500	371,000	426,700	491,600
	2	296,600	373,600	429,400	493,800
	3	298,600	376,000	431,500	495,700
	4	300,700	378,500	433,800	497,800
	5	302,600	380,600	435,900	499,700
	6	306,100	383,300	437,800	501,200
	7	309,500	385,800	439,500	502,600
	8	313,000	388,100	441,100	503,800
	9	316,100	390,300	442,900	505,000
	10	319,700	392,300	445,200	506,300
	11	323,300	394,400	447,600	507,900
	12	327,000	397,000	450,000	509,100
	13	330,100	399,500	452,000	510,700
	14	333,400	402,600	453,900	512,100
	15	336,700	405,400	456,100	514,200
	16	340,000	408,700	458,100	516,300
17	343,000	411,400	459,900	518,300	

18	345,900	413,600	462,200	520,300
19	348,900	415,700	464,300	522,200
20	352,000	418,100	466,500	524,200
21	354,800	420,200	468,100	525,900
22	358,200	422,000	470,200	527,800
23	361,200	423,600	472,300	529,700
24	364,100	425,100	474,700	531,600
25	367,200	426,700	476,600	533,300
26	369,400	428,600	478,800	535,000
27	371,300	430,500	480,800	536,800
28	373,200	432,400	482,700	538,600
29	375,000	434,300	484,400	540,300
30	376,500	435,900	485,900	542,100
31	377,900	437,500	487,500	543,900
32	379,600	439,100	488,900	545,700
33	381,000	440,800	490,200	547,400
34	383,100	442,600	491,200	549,200
35	384,800	444,200	492,800	551,000
36	386,700	446,000	494,200	552,700
37	388,200	447,700	495,400	554,300
38	390,100	449,700	497,000	555,900
39	391,900	451,400	498,800	557,500
40	393,400	453,300	500,600	559,100
41	395,000	455,000	502,200	560,600
42	395,700	456,700	504,000	562,000

43	396,100	458,200	505,700	563,400
44	396,600	459,600	507,500	564,800
45	397,300	461,000	509,000	565,900
46	398,500	462,000	510,700	566,900
47	399,600	463,000	512,500	567,900
48	400,700	464,000	514,300	568,900
49	401,600	465,000	515,800	569,900
50	402,100	466,000	517,100	570,700
51	402,500	467,000	518,400	571,600
52	403,000	468,000	519,700	572,500
53	403,500	469,400	520,800	573,300
54	404,300	470,500	522,100	574,200
55	404,900	471,600	523,400	575,100
56	405,500	472,700	524,700	576,000
57	406,100	473,800	525,900	576,800
58	406,900	474,800	526,800	577,700
59	407,500	475,600	527,700	578,600
60	408,100	476,600	528,600	579,500
61	408,500	477,300	529,400	580,400
62	409,000	478,000	530,300	581,300
63	409,400	478,700	531,200	582,200
64	409,900	479,400	532,100	583,100
65	410,200	480,000	532,900	584,000
66		480,600	533,800	
67		481,300	534,700	

68	482,000	535,600
69	482,300	536,400
70	483,000	537,300
71	483,700	538,200
72	484,400	539,100
73	484,900	539,800
74	485,500	540,700
75	486,200	541,500
76	486,900	542,400
77	487,300	543,100
78	487,900	543,900
79	488,500	544,700
80	489,100	545,600
81	489,600	546,300
82	490,100	547,200
83	490,700	548,100
84	491,300	549,000
85	491,700	549,700
86	492,300	550,600
87	492,900	551,500
88	493,500	552,400
89	493,900	553,200
90	494,500	
91	495,100	
92	495,700	

	93		496,100		
	94		496,700		
	95		497,300		
	96		497,900		
	97		498,300		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
		305,100	348,000	404,000	478,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職俸給表（２）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,900	223,200	257,200	276,500	300,900	342,300	382,100	446,900
	2	190,800	225,000	258,500	277,300	302,400	344,300	384,500	449,400
	3	192,700	226,800	259,700	277,900	304,300	346,500	386,900	451,900
	4	194,600	228,600	260,700	278,900	306,000	348,500	389,200	454,500
	5	196,600	230,200	261,400	279,800	307,700	350,400	391,200	457,000
	6	198,800	231,900	262,400	280,900	309,600	352,500	393,600	459,600
	7	200,900	233,600	263,400	281,400	311,200	354,300	396,000	462,100
	8	203,000	235,300	264,000	282,000	312,900	356,200	398,600	464,600
	9	204,900	237,000	264,600	282,800	314,600	357,700	400,700	467,000
	10	206,800	238,000	265,200	283,300	316,100	359,600	403,100	469,500
	11	208,600	239,200	265,900	283,800	317,200	361,000	405,300	471,900
	12	210,700	240,500	266,700	284,500	318,500	362,500	407,800	474,300
	13	212,400	241,600	267,600	285,100	320,500	363,900	409,700	476,800
	14	214,400	242,800	268,300	285,900	322,300	365,500	411,800	478,300
	15	216,600	243,800	268,900	286,600	324,100	366,900	413,900	479,600
	16	218,700	244,800	270,100	287,500	326,000	368,200	416,100	481,000
17	220,800	245,800	270,600	288,300	327,900	369,500	417,900	482,300	

18	221,300	247,000	271,400	289,700	329,900	371,200	419,900	483,600
19	222,000	248,200	272,200	291,000	331,900	373,000	422,000	484,800
20	222,700	249,400	273,000	292,500	333,800	374,600	424,000	486,000
21	223,200	250,100	273,900	293,800	335,700	376,100	425,800	487,400
22	224,500	251,000	274,400	295,200	337,600	377,900	427,200	488,700
23	225,800	251,900	275,000	296,700	339,300	379,600	428,800	490,100
24	227,000	252,600	275,700	298,100	341,100	381,600	430,400	491,400
25	228,200	253,300	276,300	299,400	342,500	383,200	431,700	492,700
26	229,100	253,900	277,200	301,000	344,100	385,000	432,900	494,000
27	230,100	254,600	277,900	302,300	345,400	386,800	434,200	495,300
28	231,000	255,300	278,700	303,800	346,800	388,600	435,500	496,600
29	231,800	256,100	279,500	305,300	348,200	390,200	436,800	497,900
30	232,500	256,900	280,800	306,600	349,500	391,900	438,100	499,000
31	233,400	257,800	282,000	308,100	350,800	393,600	439,400	500,100
32	234,300	259,000	283,200	309,500	352,000	395,400	440,500	501,300
33	235,200	259,800	283,900	311,100	353,100	396,800	441,500	502,500
34	236,100	260,700	285,500	312,800	354,700	397,900	442,800	503,400
35	236,800	261,400	286,800	314,500	356,200	399,200	444,000	504,300
36	237,700	262,200	288,000	316,100	357,700	400,500	445,200	505,300
37	238,400	263,100	289,200	317,500	359,000	401,600	446,500	506,300
38	239,100	264,000	290,400	319,000	360,400	402,600	447,300	
39	240,000	264,700	291,700	320,300	362,000	403,700	448,000	
40	240,800	265,500	293,000	321,700	363,600	404,900	448,800	
41	241,400	266,300	294,100	323,200	364,800	405,900	449,200	
42	242,000	266,900	295,300	324,300	366,100	406,600	449,800	

43	242,500	267,600	296,800	325,500	367,300	407,200	450,300
44	243,000	267,900	298,100	326,400	368,600	408,000	450,900
45	243,500	268,600	299,500	327,300	369,500	408,500	451,300
46	244,000	269,600	301,200	328,600	370,700	409,100	451,700
47	244,500	270,500	302,800	329,400	371,900	409,700	452,200
48	244,900	271,600	304,200	330,900	373,100	410,300	452,700
49	245,300	272,500	305,400	331,600	374,000	410,800	453,000
50	245,700	273,700	306,900	332,500	374,900	411,300	453,400
51	246,100	274,500	308,000	333,400	375,900	412,000	454,000
52	246,500	275,600	309,300	334,400	376,900	412,600	454,500
53	246,900	276,300	310,300	335,200	377,700	413,200	454,800
54	247,300	277,100	311,200	335,600	378,500	413,800	
55	247,600	277,900	312,300	336,700	379,400	414,500	
56	247,900	278,900	313,200	337,800	380,200	415,100	
57	248,300	279,800	314,200	338,300	381,000	415,400	
58	248,700	280,700	315,100	339,300	381,600	415,900	
59	249,000	281,800	315,900	340,100	382,400	416,300	
60	249,300	282,700	316,800	341,000	383,100	416,700	
61	249,600	283,600	317,500	341,700	383,600	417,000	
62	249,900	284,600	318,500	342,400	384,300	417,300	
63	250,200	285,600	319,500	343,100	385,000	417,800	
64	250,500	286,500	320,400	343,800	385,500	418,300	
65	250,800	287,300	321,200	344,300	385,800	418,600	
66	251,100	288,100	321,900	344,800	386,500		
67	251,400	288,800	322,600	345,400	387,200		

68	251,700	289,700	323,300	346,000	387,800
69	252,000	290,400	323,800	346,600	388,200
70	252,300	291,000	324,600	347,200	388,700
71	252,600	291,600	325,200	347,800	389,200
72	252,900	292,200	326,000	348,400	389,700
73	253,200	292,800	326,700	348,800	390,200
74	253,500	293,100	327,300	349,200	390,700
75	253,800	293,400	327,900	349,700	391,200
76	254,100	293,700	328,500	350,300	391,800
77	254,400	294,000	329,000	350,700	392,300
78	254,700	294,300	329,400	351,200	392,800
79	255,000	294,600	329,800	351,700	393,300
80	255,300	294,900	330,300	352,100	393,800
81	255,600	295,200	330,800	352,400	394,200
82	255,900	295,500	331,200	352,800	394,600
83	256,200	295,800	331,700	353,200	395,000
84	256,500	296,100	332,200	353,500	395,500
85	256,800	296,400	332,600	354,000	395,900
86		296,700	332,900	354,300	
87		297,000	333,200	354,600	
88		297,300	333,600	354,900	
89		297,600	334,000	355,200	
90		297,900	334,300	355,500	
91		298,200	334,700	355,900	
92		298,500	335,000	356,300	

93		298,800	335,300	356,600					
94		299,100	335,600	357,000					
95		299,400	335,900	357,400					
96		299,700	336,300	357,700					
97		300,000	336,600	358,000					
98		300,300	336,900	358,300					
99		300,600	337,200	358,700					
100		300,900	337,500	359,100					
101		301,200	337,800	359,500					
102		301,500	338,100	359,900					
103		301,800	338,400	360,300					
104		302,100	338,700	360,700					
105		302,400	339,000	361,200					
106			339,300						
107			339,600						
108			339,900						
109			340,200						
110			340,500						
111			340,800						
112			341,100						
113			341,400						
定 年 前	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員								
	192,200	218,400	250,700	264,400	290,500	332,000	374,500	436,900

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職俸給表（3）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定		円	円	円	円	円	円	円
年	1	207,500	240,600	276,300	291,200	306,800	344,500	383,600
前	2	209,000	242,700	277,600	291,600	308,100	346,600	386,000

再	3	210,500	245,100	278,900	292,000	309,400	348,500	388,500
任	4	212,000	247,200	280,000	292,400	310,800	350,500	391,100
用	5	213,600	249,600	281,000	292,800	312,100	352,300	393,300
短	6	215,600	250,300	281,300	293,200	313,600	354,000	395,700
時	7	217,800	251,200	281,600	293,600	314,900	355,600	398,100
間	8	220,000	252,200	282,000	294,000	316,600	357,500	400,400
勤	9	221,800	253,300	282,300	294,500	317,900	359,000	402,400
務	10	223,800	254,300	282,700	295,100	319,400	360,300	404,600
職	11	225,800	255,400	283,100	295,600	320,700	361,700	407,000
員	12	227,800	256,300	283,500	296,100	322,000	363,000	409,200
以	13	229,600	257,200	284,000	296,800	323,500	364,400	411,400
外	14	231,900	258,000	284,300	297,400	324,700	366,000	413,500
の	15	234,200	258,900	284,600	298,000	326,200	367,900	415,700
職	16	236,500	259,500	284,900	298,700	327,600	369,700	417,900
員	17	238,900	260,100	285,200	299,300	328,900	371,300	419,900
	18	241,100	261,100	285,600	300,200	330,400	373,000	421,800
	19	243,500	261,800	286,000	300,900	332,000	375,000	424,000
	20	245,800	262,600	286,300	301,900	333,500	377,100	426,100
	21	248,000	263,100	286,700	302,700	334,900	379,000	427,800
	22	248,700	264,200	287,200	303,800	336,200	381,100	429,700
	23	249,500	265,400	287,700	304,900	337,500	383,200	431,500
	24	250,300	267,000	288,200	306,300	338,800	385,200	433,400
	25	251,000	267,800	288,700	307,100	340,000	387,000	435,200
	26	252,000	268,900	289,200	308,300	341,000	388,900	436,800
	27	252,900	270,300	289,700	309,400	342,200	390,900	438,500

28	253,800	271,300	290,300	311,100	343,700	392,800	440,000
29	254,700	272,400	290,900	312,000	344,700	394,500	441,100
30	255,200	272,900	291,900	313,100	345,700	396,300	442,600
31	255,700	273,400	292,900	314,300	346,600	398,100	444,200
32	256,200	273,900	293,900	315,300	347,300	400,000	445,600
33	256,600	274,400	295,000	316,300	348,400	401,700	447,300
34	257,200	274,700	296,100	317,700	349,600	403,300	448,900
35	257,800	275,000	297,000	319,200	351,000	405,100	450,400
36	258,400	275,300	298,100	320,700	352,200	406,800	451,900
37	258,900	275,600	299,100	321,900	353,500	408,500	453,200
38	259,700	276,000	300,200	323,300	354,700	410,200	454,500
39	260,500	276,400	301,300	324,500	356,200	411,900	455,800
40	261,500	276,800	302,400	325,900	357,700	413,600	457,000
41	262,300	277,100	303,200	327,100	359,000	415,100	458,100
42	263,100	277,400	304,300	328,100	360,500	416,600	458,900
43	263,900	277,700	305,300	329,200	362,000	418,200	459,700
44	264,700	278,000	306,300	330,500	363,600	419,600	460,500
45	265,500	278,400	307,300	331,400	364,900	420,900	461,200
46	266,000	279,000	308,500	332,200	366,400	422,300	461,800
47	266,500	279,500	309,900	333,000	367,900	423,900	462,500
48	267,000	280,000	311,300	333,800	369,100	425,300	463,300
49	267,400	280,400	312,300	334,500	370,400	426,900	464,100
50	267,700	281,100	313,500	335,600	371,800	428,500	464,600
51	268,100	281,700	314,500	336,600	373,200	430,000	465,200
52	268,400	282,300	315,700	337,600	374,500	431,500	465,800

53	268,700	282,900	316,800	338,700	376,000	432,700	466,500
54	269,200	283,800	317,600	339,800	377,200	434,100	467,300
55	269,700	284,700	318,700	341,000	378,300	435,400	468,100
56	270,200	285,600	319,800	342,400	379,400	436,800	468,900
57	270,700	286,500	320,700	343,300	380,600	437,900	469,800
58	271,200	287,700	321,500	344,700	381,600	438,600	
59	271,600	288,700	322,200	345,900	382,600	439,300	
60	272,000	289,900	322,900	347,300	383,400	440,000	
61	272,400	290,900	323,500	348,400	384,100	440,500	
62	272,800	291,900	324,500	349,600	384,900	441,200	
63	273,100	293,000	325,500	350,900	385,600	441,900	
64	273,500	294,200	326,600	352,100	386,300	442,600	
65	273,900	295,200	327,700	353,100	387,000	443,100	
66	274,300	296,100	328,700	354,200	387,600	443,600	
67	274,700	297,000	329,700	355,400	388,400	444,000	
68	275,100	297,900	330,700	356,600	389,100	444,400	
69	275,500	298,800	331,500	357,600	389,800	444,800	
70	276,100	300,200	332,700	358,700	390,500		
71	276,700	301,500	333,800	359,600	391,200		
72	277,400	302,800	334,700	360,600	391,900		
73	278,100	303,700	335,900	361,400	392,400		
74	279,000	305,000	337,000	362,500	392,900		
75	279,800	306,000	338,200	363,500	393,400		
76	280,700	307,100	339,200	364,600	394,000		
77	281,500	308,300	340,200	365,400	394,400		

78	282,100	309,200	341,400	366,200	395,000
79	282,900	310,100	342,600	367,000	395,500
80	283,600	311,200	343,800	367,700	396,000
81	284,200	311,800	344,800	368,200	396,300
82	284,900	312,500	345,900	368,700	396,700
83	285,500	313,100	346,900	369,300	397,200
84	286,000	313,600	347,900	369,800	397,700
85	286,600	314,200	348,700	370,500	398,000
86	287,400	315,100	349,700	371,100	398,300
87	288,200	316,100	350,700	371,600	398,600
88	288,900	317,100	351,700	372,200	398,900
89	289,600	318,100	352,700	372,500	399,200
90	290,300	319,000	353,400	372,900	399,500
91	291,100	320,000	354,200	373,400	399,800
92	291,800	320,900	354,900	374,000	400,400
93	292,400	321,900	355,600	374,300	400,900
94	293,000	322,700	356,200	374,800	
95	293,700	323,400	356,900	375,300	
96	294,400	324,100	357,500	375,700	
97	294,900	324,600	357,900	376,100	
98	295,200	325,200	358,400	376,600	
99	295,500	325,900	358,800	377,100	
100	295,800	326,500	359,300	377,500	
101	296,100	326,900	359,700	378,000	
102	296,600	327,500	360,100	378,500	

103	297,100	328,100	360,600	379,000		
104	297,600	328,700	361,100	379,500		
105	298,100	329,000	361,500	380,000		
106	298,500	329,400	362,000	380,500		
107	299,000	329,800	362,400	381,000		
108	299,500	330,200	362,700	381,500		
109	299,800	330,600	363,000	382,000		
110	300,100	331,000	363,500	382,400		
111	300,400	331,300	364,000	382,900		
112	300,700	331,700	364,500	383,400		
113	301,000	332,000	365,000	384,000		
114	301,300	332,400	365,400			
115	301,700	332,800	365,900			
116	302,000	333,100	366,300			
117	302,300	333,400	366,600			
118	302,700	333,700	367,100			
119	303,100	334,000	367,500			
120	303,500	334,300	368,000			
121	303,800	334,600	368,400			
122	304,200	334,900	368,900			
123	304,500	335,200	369,400			
124	304,800	335,500	369,900			
125	305,100	335,800	370,300			
126	305,400	336,100				
127	305,700	336,400				

128	306,000	336,700					
129	306,300	337,000					
130	306,600	337,300					
131	306,900	337,600					
132	307,200	337,900					
133	307,500	338,200					
134	307,800	338,500					
135	308,100	338,800					
136	308,400	339,100					
137	308,700	339,400					
138	309,000	339,700					
139	309,300	340,000					
140	309,600	340,300					
141	309,900	340,600					
142	310,200	341,000					
143	310,500	341,400					
144	310,800	341,800					
145	311,100	342,100					
146	311,400	342,500					
147	311,700	342,900					
148	312,000	343,200					
149	312,300	343,500					
150	312,600	343,900					
151	312,900	344,300					
152	313,200	344,700					

	153	313,500	345,000					
	154	313,800						
	155	314,100						
	156	314,400						
	157	314,700						
	158	315,000						
	159	315,300						
	160	315,600						
	161	315,900						
	162	316,200						
	163	316,500						
	164	316,800						
	165	317,100						
	166	317,400						
	167	317,700						
	168	318,000						
	169	318,300						
定 年 前		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員								
	238,300	262,500	270,100	280,600	297,500	335,400	380,400	

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

消防職俸給表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	212,800	232,700	257,300	289,000	318,000	340,700	365,200	397,700
前	2	215,100	234,800	258,700	290,200	319,600	342,700	367,100	399,400
再	3	217,400	237,000	260,100	291,200	321,000	344,500	369,000	400,900
任	4	219,700	238,900	261,500	292,400	322,600	346,000	370,800	402,500

用	5	221,900	241,000	262,500	293,800	323,900	348,000	372,800	404,100
短	6	224,100	243,300	263,800	294,500	325,400	349,400	374,900	405,300
時	7	226,200	246,000	265,200	295,300	327,000	350,800	376,800	406,400
間	8	228,400	248,500	266,300	296,200	328,900	352,000	378,900	407,800
勤	9	230,300	250,700	268,000	296,900	330,400	353,700	380,500	408,900
務	10	232,300	252,400	269,300	297,700	332,400	355,500	382,400	410,500
職	11	234,400	254,300	270,600	298,300	334,200	357,400	384,300	412,200
員	12	236,400	255,700	271,900	298,800	335,700	359,200	386,500	413,900
以	13	238,200	257,200	273,300	299,900	337,500	361,100	387,900	415,100
外	14	240,600	258,400	274,600	300,500	339,000	363,200	389,700	416,800
の	15	242,900	259,500	275,800	301,000	340,200	365,100	391,200	418,800
職	16	245,300	260,500	277,000	301,500	341,600	367,200	393,000	420,800
員	17	247,700	261,600	278,200	302,000	343,300	369,100	394,400	422,400
	18	249,100	262,700	279,400	303,000	345,100	371,000	395,600	424,200
	19	250,600	263,900	280,600	303,900	347,000	372,800	396,700	426,000
	20	252,100	265,000	281,800	304,900	348,800	374,800	398,200	427,700
	21	253,600	266,100	283,100	305,700	350,600	376,400	399,500	429,200
	22	254,800	267,400	283,500	306,500	352,600	377,900	401,100	430,800
	23	255,900	268,700	283,900	307,300	354,600	379,400	402,800	432,400
	24	257,000	270,000	284,400	308,000	356,400	381,000	404,500	434,000
	25	258,200	271,200	284,900	308,600	358,300	382,600	405,800	435,400
	26	259,400	272,400	285,500	310,100	360,300	383,900	407,500	436,900
	27	260,600	273,200	286,100	311,400	362,000	385,100	409,500	438,400
	28	261,700	274,300	286,600	312,700	364,000	386,400	411,500	440,000
	29	262,800	275,300	287,200	313,900	365,700	388,100	413,000	441,100

30	264,100	276,500	287,600	315,500	367,200	389,800	414,800	442,700
31	265,400	277,700	288,000	316,900	368,700	391,400	416,600	444,400
32	266,700	278,800	288,500	318,300	370,200	393,000	418,300	446,000
33	268,000	279,900	289,000	319,500	371,500	394,400	420,100	447,200
34	269,000	280,500	289,500	321,000	373,000	396,400	421,700	448,800
35	270,000	281,000	290,100	322,500	374,100	398,500	423,300	450,500
36	271,000	281,600	290,700	323,700	375,600	400,300	424,900	452,000
37	272,100	282,200	291,300	325,300	377,000	401,900	426,300	453,600
38	273,200	282,700	292,000	326,700	378,700	403,400	427,700	454,400
39	274,400	283,300	292,500	328,000	380,300	404,800	429,100	455,100
40	275,600	283,800	293,000	329,300	382,100	406,300	430,600	455,800
41	276,700	284,300	293,700	330,700	383,700	407,600	431,900	456,300
42	277,200	284,800	294,400	331,700	385,700	408,600	433,200	456,900
43	277,700	285,300	294,800	333,000	387,700	409,800	434,500	457,600
44	278,200	285,900	295,300	334,300	389,600	411,000	435,700	458,200
45	278,600	286,400	295,800	335,800	391,200	412,100	436,800	459,000
46	278,900	286,800	297,000	337,800	392,900	413,200	437,500	459,700
47	279,200	287,400	298,100	339,500	394,500	414,300	438,300	460,200
48	279,500	287,900	299,200	341,200	396,200	415,500	439,000	460,800
49	279,800	288,600	300,300	342,600	397,800	416,700	439,500	461,400
50	280,200	289,300	301,700	343,900	398,900	417,400	440,200	462,000
51	280,700	289,700	302,900	345,300	400,000	418,200	440,800	462,400
52	281,200	290,200	303,800	346,800	401,100	418,900	441,500	463,000
53	281,700	290,700	304,900	348,200	402,200	419,500	441,900	463,500
54	282,200	291,300	306,300	349,500	403,300	420,200	442,500	464,000

55	282,700	291,900	307,600	350,600	404,400	420,800	443,200	464,500
56	283,300	292,500	308,800	351,900	405,600	421,400	443,800	465,000
57	284,000	293,000	310,100	352,900	406,800	421,900	444,500	465,300
58	284,400	294,100	311,400	353,900	407,500	422,400	445,200	465,600
59	284,800	295,100	312,700	354,800	408,300	423,000	445,800	466,000
60	285,200	296,100	314,000	356,000	409,100	423,600	446,400	466,400
61	285,600	297,100	315,300	356,900	409,700	424,000	446,800	466,800
62	286,000	298,200	316,800	358,300	410,400	424,500	447,300	
63	286,400	299,300	318,300	359,700	411,000	425,100	447,700	
64	286,800	300,300	319,700	361,000	411,700	425,500	448,100	
65	287,200	301,400	321,000	362,200	412,000	426,000	448,700	
66	287,900	302,500	322,300	363,800	412,600	426,500	449,000	
67	288,600	303,600	323,800	365,200	413,300	427,000	449,400	
68	289,200	304,400	325,400	366,700	413,900	427,500	449,800	
69	289,800	305,800	326,600	367,900	414,300	427,900	450,200	
70	290,800	306,800	327,600	369,300	414,800	428,300	450,500	
71	291,800	307,900	328,500	370,600	415,400	428,600	450,800	
72	292,700	308,900	329,400	372,100	415,800	429,000	451,100	
73	293,600	309,900	330,100	373,300	416,100	429,400	451,600	
74	294,400	311,200	331,200	374,700	416,600	429,800	452,000	
75	295,300	312,400	332,300	376,000	417,200	430,300	452,400	
76	296,200	313,500	333,500	377,400	417,700	430,700	452,700	
77	297,000	314,400	334,600	378,600	418,000	431,000	453,100	
78	297,700	315,700	335,900	379,800	418,600	431,300		
79	298,400	316,900	337,200	381,000	419,000	431,600		

80	298,900	318,200	338,500	382,100	419,400	431,900
81	299,700	319,300	339,800	383,200	419,800	432,200
82	300,800	320,200	341,400	384,400	420,400	432,500
83	301,800	321,000	343,000	385,600	420,800	432,800
84	302,700	321,900	344,600	386,800	421,300	433,100
85	303,700	322,700	346,100	387,900	421,600	433,400
86	304,800	323,500	347,600	388,500	421,900	
87	305,700	324,300	349,100	389,100	422,300	
88	306,700	325,400	350,600	389,700	422,800	
89	307,600	326,300	351,900	390,300	423,100	
90	308,300	327,300	353,400	390,900	423,400	
91	309,000	328,500	354,700	391,500	423,800	
92	309,800	329,700	356,200	392,100	424,200	
93	310,200	330,600	357,500	392,400	424,600	
94	310,900	332,000	358,900	392,900		
95	311,600	333,400	360,400	393,400		
96	312,400	334,700	361,800	393,900		
97	313,000	335,700	363,200	394,200		
98	313,800	337,100	364,300	394,700		
99	314,700	338,400	365,400	395,300		
100	315,500	339,700	366,600	395,800		
101	316,300	341,000	367,700	396,100		
102	317,300	342,300	368,700	396,600		
103	318,400	343,500	369,900	397,100		
104	319,400	344,700	371,100	397,600		

105	320,300	345,700	372,200	397,900				
106	320,900	346,800	372,800	398,400				
107	321,500	347,900	373,300	398,700				
108	322,200	348,800	373,900	399,100				
109	322,600	350,000	374,500	399,400				
110	323,200	351,000	375,000	399,700				
111	323,800	352,000	375,600	400,100				
112	324,500	353,000	376,100	400,400				
113	325,100	353,800	376,500	400,700				
114	325,800	354,800	377,100	401,000				
115	326,600	355,800	377,500	401,400				
116	327,300	356,800	378,000	401,800				
117	327,800	357,700	378,400	402,100				
118	328,600	358,300	379,000	402,400				
119	329,300	358,800	379,500	402,700				
120	330,100	359,400	380,000	403,000				
121	330,700	359,800	380,400	403,300				
122	331,200	360,200	380,900	403,600				
123	331,600	360,700	381,400	403,900				
124	332,100	361,100	381,900	404,400				
125	332,400	361,500	382,200	404,800				
126		362,000	382,700					
127		362,500	383,200					
128		362,800	383,700					
129		363,100	384,000					

	130		363,600	384,400					
	131		364,000	384,900					
	132		364,500	385,400					
	133		364,800	385,700					
	134		365,300	386,100					
	135		365,700	386,500					
	136		366,100	386,900					
	137		366,400	387,200					
	138		366,700	387,700					
	139		367,100	388,200					
	140		367,500	388,700					
	141		367,800	389,000					
	142		368,200						
	143		368,700						
	144		369,200						
	145		369,500						
定 年 前		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員									
	244,400	256,500	260,800	296,500	314,100	328,500	352,500	388,000	

備考 この表は、消防吏員（消防長及び消防企画監を除く。）に適用する。

別表第6（第4条関係）

福祉職俸給表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定		円	円	円	円	円	円
年	1	199,700	250,100	282,700	300,900	335,400	377,900
前	2	201,400	251,500	283,700	301,800	337,300	380,100
再	3	202,900	252,600	284,700	303,000	339,200	382,000
任	4	204,500	253,900	285,600	304,100	341,100	384,000
用	5	205,600	255,100	286,400	305,100	343,200	386,000

短	6	207,400	256,400	287,500	306,900	345,000	387,700
時	7	209,100	257,700	288,500	308,400	347,100	389,600
間	8	210,700	259,000	289,500	309,900	349,100	391,400
勤	9	212,100	260,300	290,300	311,500	351,100	393,200
務	10	213,600	261,200	290,900	313,200	353,100	395,500
職	11	215,300	262,200	291,600	314,800	355,000	397,700
員	12	216,900	263,200	292,300	316,500	357,100	399,800
以	13	218,500	263,900	293,000	317,800	358,700	401,700
外	14	219,800	264,800	293,900	319,700	360,400	404,000
の	15	221,000	266,000	295,000	321,400	361,800	406,200
職	16	222,200	266,800	296,000	323,200	363,300	408,600
員	17	223,400	267,900	297,100	324,800	365,000	410,400
	18	224,500	268,500	298,600	326,600	366,400	412,500
	19	225,500	269,300	299,800	328,000	367,600	414,300
	20	226,600	269,800	300,900	329,400	368,900	416,400
	21	227,500	270,400	302,100	330,900	370,400	418,200
	22	228,800	271,200	303,600	332,900	371,900	420,000
	23	230,200	271,800	304,800	334,800	373,400	422,000
	24	231,500	272,300	306,200	336,600	374,900	423,900
	25	232,800	273,400	307,500	338,400	376,400	425,800
	26	234,000	274,500	308,800	340,300	378,400	427,400
	27	235,200	275,600	310,100	342,100	380,300	428,900
	28	236,400	276,800	311,500	343,700	382,300	430,500
	29	237,600	278,000	312,500	345,400	383,900	432,100
	30	238,600	278,900	313,500	347,000	385,700	433,300

31	239,600	279,800	314,600	348,700	387,400	434,600
32	240,500	280,700	315,800	350,300	389,200	435,900
33	241,500	281,600	317,100	351,800	390,700	437,000
34	242,200	282,400	318,400	353,400	392,300	438,100
35	243,000	283,100	319,800	354,900	393,800	439,500
36	243,700	283,900	321,000	356,300	395,500	440,700
37	244,400	284,500	322,300	357,700	397,100	442,000
38	245,200	285,500	323,500	359,200	398,300	442,800
39	246,000	286,400	324,500	360,700	399,400	443,600
40	246,800	287,300	325,700	362,300	400,600	444,500
41	247,500	288,200	327,000	363,800	401,700	445,000
42	247,900	289,400	328,300	365,400	402,900	445,800
43	248,300	290,600	329,400	366,800	403,900	446,500
44	248,700	291,700	330,400	368,100	405,000	447,200
45	249,100	292,800	331,600	369,600	405,900	447,800
46	249,400	294,000	332,500	370,900	406,400	448,600
47	249,700	295,200	333,300	372,300	407,100	449,200
48	250,000	296,400	334,200	373,600	407,700	449,900
49	250,400	297,500	334,900	374,600	408,400	450,500
50	250,800	298,600	335,600	375,700	409,000	451,200
51	251,200	299,700	336,300	376,700	409,600	451,600
52	251,600	300,800	336,900	377,800	410,200	452,200
53	252,000	301,900	337,500	378,500	410,800	452,600
54	252,500	302,700	338,100	379,400	411,500	453,200
55	253,000	303,700	338,700	380,200	412,200	453,700

56	253,400	304,700	339,400	381,100	412,800	454,300
57	253,800	305,700	339,900	381,900	413,300	454,700
58	254,200	306,900	340,500	382,700	414,000	455,100
59	254,600	308,300	341,100	383,400	414,600	455,600
60	255,000	309,300	341,600	384,200	415,200	456,100
61	255,300	310,300	341,900	385,100	415,600	456,600
62	255,600	311,400	342,500	385,800	416,100	
63	255,900	312,400	343,100	386,500	416,700	
64	256,200	313,500	343,700	387,100	417,300	
65	256,500	314,600	344,000	387,600	417,600	
66	257,100	315,400	344,300	388,100	418,000	
67	257,700	316,300	344,800	388,800	418,400	
68	258,400	317,000	345,200	389,500	418,800	
69	259,000	317,800	345,500	389,900	419,200	
70	259,600	318,700	346,000	390,500	419,500	
71	260,200	319,600	346,500	391,100	419,800	
72	260,700	320,600	347,000	391,700	420,300	
73	261,300	321,500	347,400	392,100	420,700	
74	262,000	321,900	347,900	392,700	421,100	
75	262,600	322,300	348,300	393,300	421,600	
76	263,100	322,700	348,600	393,900	422,000	
77	263,700	323,200	348,900	394,400	422,300	
78	264,500	323,700	349,300	395,000		
79	265,100	324,300	349,800	395,500		
80	265,600	324,800	350,300	396,200		

81	266,200	325,100	350,600	396,500
82	266,800	325,500	351,000	397,000
83	267,400	326,000	351,400	397,600
84	268,000	326,400	351,900	398,000
85	268,600	326,700	352,200	398,300
86	269,000	327,100	352,600	398,700
87	269,400	327,500	352,900	399,100
88	269,800	327,900	353,300	399,500
89	270,200	328,300	353,600	399,800
90	270,600	328,700	353,900	400,100
91	271,000	329,100	354,300	400,400
92	271,400	329,400	354,600	400,700
93	271,800	329,700	354,900	401,000
94	272,200	330,100		
95	272,600	330,500		
96	273,000	330,900		
97	273,300	331,300		
98	273,600	331,700		
99	273,900	332,000		
100	274,200	332,300		
101	274,500	332,600		
102	275,000	332,900		
103	275,500	333,200		
104	276,000	333,600		
105	276,300	333,900		

106	276,600	334,200				
107	276,900	334,500				
108	277,200	334,800				
109	277,500	335,200				
110	277,800	335,600				
111	278,100	335,900				
112	278,400	336,200				
113	278,700	336,500				
114	279,000	336,900				
115	279,400	337,200				
116	279,800	337,500				
117	280,100	337,800				
118	280,400	338,100				
119	280,700	338,400				
120	281,000	338,700				
121	281,300	339,000				
122	281,600					
123	281,900					
124	282,200					
125	282,500					
126	282,800					
127	283,100					
128	283,400					
129	283,700					
130	284,000					

131	284,400					
132	284,800					
133	285,100					
134	285,400					
135	285,700					
136	286,000					
137	286,300					
138	286,600					
139	286,900					
140	287,200					
141	287,500					
142	287,800					
143	288,100					
144	288,400					
145	288,700					
146	289,000					
147	289,300					
148	289,600					
149	289,900					
150	290,200					
151	290,500					
152	290,800					
153	291,100					

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
	204,300	248,200	262,800	296,800	324,200	366,500

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「378,000」を「390,000」に、「425,000」を「439,000」に、「475,000」を「490,000」に、「536,000」を「553,000」に、「612,000」を「632,000」に、「714,000」を「737,000」に、「835,000」を「862,000」に改める。

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100

分の170」を「100分の175」に改める。

(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「400,000」を「413,000」に、「459,000」を「474,000」に、「519,000」を「536,000」に、「600,000」を「619,000」に、「697,000」を「719,000」に、「796,000」を「821,000」に改め、同条第2項の表中「334,000」を「345,000」に、「369,000」を「381,000」に、「396,000」を「409,000」に改める。

第6条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

(新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年新潟市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第17条の2第3項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

附則第1項を附則第1条とする。

附則第2項を附則第2条とする。

附則第3項を附則第2条第2項とする。

附則第4項を附則第3条とする。

附則第5項を附則第4条とする。

附則第6項を附則第4条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 新潟市給与条例等の一部を改正する条例(令和6年新潟市条例第 号。以下この

項において「令和6年一部改正給与条例」という。)第1条の規定による改正後の給与条例別表第1から別表第6までの規定は、令和6年一部改正給与条例附則第2項の規定にかかわらず、令和7年1月1日以後に勤務するパートタイム会計年度任用職員(基本報酬を日額又は1時間当たりの額で支給される者に限る。)に支給する当該勤務に対する基本報酬について適用する。

附則第7項を附則第5条とする。

附則第8項を附則第5条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例(令和6年新潟市条例第 号。以下この項において「令和6年一部改正教育職員給与条例」という。)による改正後の教育職員給与条例別表第1の規定は、令和6年一部改正教育職員給与条例附則第1項の規定にかかわらず、令和7年1月1日以後に勤務する非常勤講師に支給する当該勤務に対する基本報酬について適用する。

附則第9項から附則第14項までを削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟市給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第12条第1項第1号及び別表第1から別表第6までの規定、第2条の規定による改正後の新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第7条第1項の表の規定並びに第3条の規定による改正後の新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)第5条第1項の表及び同条第2項の表の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第3項第1号及び第2号の規定、改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定、改正後の任期付研究員条例第6条第3項の規定並びに第4条の規定による改正後の新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例(以下「

改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)第16条第2項及び第17条の2第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新潟市給与条例、第2条の規定による改正前の新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第3条の規定による改正前の新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第4条の規定による改正前の新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第 137 号

新潟市教育職員給与条例の一部改正について

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

教育職俸給表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任		円	円	円	円	円
用短時間勤務職員以外の職員	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900

8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900

33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
38	263,100	309,500	360,700	407,300	
39	264,400	311,300	362,300	408,700	
40	265,700	313,000	363,800	410,000	
41	267,000	314,300	365,300	411,600	
42	268,000	316,200	366,900	413,000	
43	269,000	318,000	368,500	414,300	
44	269,900	319,700	370,000	415,700	
45	270,600	321,400	371,500	417,100	
46	271,400	323,300	373,100	418,400	
47	272,200	325,000	374,700	419,900	
48	273,000	326,700	376,200	421,400	
49	273,800	328,400	377,700	423,000	
50	274,600	330,200	379,200	424,400	
51	275,300	332,000	380,700	426,000	
52	276,100	333,700	382,100	427,500	
53	276,900	335,400	383,500	429,200	
54	277,700	336,700	385,000	430,700	
55	278,500	338,000	386,400	432,300	
56	279,300	339,300	387,800	433,900	
57	280,000	340,800	389,300	435,400	

58	280,600	342,400	390,900	436,900
59	281,400	343,900	392,500	438,100
60	282,300	345,500	393,900	439,300
61	283,100	347,000	395,100	440,500
62	283,700	348,600	396,500	441,800
63	284,500	350,200	397,900	443,000
64	285,200	351,700	399,200	444,200
65	286,200	353,200	400,400	445,300
66	287,000	354,800	401,600	446,500
67	287,800	356,400	402,900	447,700
68	288,500	357,900	404,200	448,900
69	289,200	359,400	405,500	450,100
70	290,000	361,000	406,800	451,300
71	290,800	362,600	408,200	452,500
72	291,500	364,100	409,400	453,700
73	292,200	365,600	410,600	454,800
74	292,900	367,200	412,000	455,400
75	293,600	368,800	413,400	455,900
76	294,200	370,300	414,700	456,400
77	294,800	371,800	415,900	456,900
78	295,500	373,200	417,100	
79	296,200	374,600	418,400	
80	296,800	375,900	419,800	
81	297,400	377,200	421,100	
82	298,100	378,600	422,300	

83	298,800	380,000	423,300
84	299,500	381,300	424,500
85	300,200	382,400	425,700
86	301,000	383,800	426,800
87	301,700	385,100	428,000
88	302,400	386,400	429,000
89	303,100	387,600	430,100
90	304,000	388,900	431,100
91	304,800	390,000	432,100
92	305,600	391,200	433,100
93	306,100	392,400	434,000
94	306,900	393,500	434,800
95	307,700	394,700	435,600
96	308,500	395,900	436,400
97	309,200	397,300	437,100
98	310,000	398,300	437,500
99	310,800	399,300	437,900
100	311,500	400,300	438,300
101	312,300	401,200	438,700
102	313,200	402,200	439,000
103	314,100	403,300	439,300
104	314,900	404,400	439,500
105	315,500	405,100	439,800
106	316,300	406,000	440,100
107	317,100	406,900	440,400

108	317,900	407,800	440,600
109	318,600	408,600	440,800
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	
132	328,000	418,600	

	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任		基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額
用短時間勤		円	円	円	円	円
務職員		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700

12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800

37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
38	262,300	288,500	359,700	380,600	
39	263,500	290,400	361,100	381,800	
40	264,700	292,200	362,400	382,900	
41	265,900	294,000	363,700	384,000	
42	267,000	295,900	365,100	385,200	
43	268,100	297,700	366,400	386,400	
44	269,200	299,400	367,700	387,500	
45	270,200	301,100	369,000	388,600	
46	271,000	302,900	370,200	389,800	
47	271,800	304,600	371,400	391,000	
48	272,600	306,200	372,600	392,200	
49	273,300	307,800	373,800	393,400	
50	274,100	309,500	375,000	394,700	
51	274,800	311,300	376,200	395,900	
52	275,500	313,000	377,400	397,100	
53	276,300	314,300	378,500	398,300	
54	277,100	316,200	379,700	399,600	
55	277,900	318,000	380,900	400,600	
56	278,600	319,700	382,100	401,700	
57	279,300	321,400	383,200	402,900	
58	280,100	323,300	384,500	404,100	
59	280,900	325,000	385,800	405,300	
60	281,600	326,700	387,000	406,500	
61	282,200	328,400	387,900	407,600	

62	282,900	330,200	389,100	408,600
63	283,600	332,000	390,100	409,900
64	284,200	333,700	391,200	411,100
65	284,900	335,400	392,000	412,300
66	285,600	336,700	393,100	413,400
67	286,300	338,000	394,100	414,500
68	287,000	339,300	395,100	415,600
69	287,700	340,800	396,200	416,600
70	288,500	342,300	397,200	417,800
71	289,200	343,800	398,300	419,000
72	289,900	345,300	399,400	420,200
73	290,400	346,700	400,400	420,800
74	291,100	348,200	401,500	421,600
75	291,800	349,700	402,600	422,300
76	292,400	351,200	403,600	422,800
77	293,000	352,600	404,500	423,100
78	293,700	354,100	405,400	423,400
79	294,300	355,600	406,400	423,800
80	294,900	357,100	407,400	424,200
81	295,500	358,500	408,200	424,500
82	296,100	359,800	409,000	424,900
83	296,700	361,100	409,700	425,200
84	297,300	362,300	410,500	425,500
85	297,800	363,500	411,200	425,800
86	298,300	364,700	411,800	426,200

87	298,800	365,900	412,500	426,500
88	299,300	367,000	413,200	426,800
89	299,700	368,100	413,800	427,100
90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	
95	302,600	374,800	416,700	
96	303,000	375,900	417,000	
97	303,400	376,900	417,200	
98	303,900	377,900	417,500	
99	304,400	378,800	417,800	
100	304,800	379,700	418,000	
101	305,200	380,500	418,200	
102	305,600	381,500	418,500	
103	306,000	382,400	418,800	
104	306,300	383,300	419,000	
105	306,500	384,100	419,200	
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		

112	308,300	390,400
113	308,500	391,000
114	308,700	391,900
115	308,900	392,800
116	309,200	393,700
117	309,500	394,500
118	309,700	395,200
119	310,000	396,000
120	310,300	396,800
121	310,500	397,400
122	310,700	398,100
123	310,900	398,800
124	311,200	399,400
125	311,500	400,000
126		400,700
127		401,200
128		401,800
129		402,400
130		403,000
131		403,500
132		404,000
133		404,300
134		404,600
135		404,900
136		405,200

137	405,500
138	405,800
139	406,100
140	406,400
141	406,700
142	407,000
143	407,300
144	407,600
145	407,800
146	408,100
147	408,400
148	408,600
149	408,800
150	409,100
151	409,400
152	409,600
153	409,800
154	410,100
155	410,400
156	410,600
157	410,800
158	411,100
159	411,400
160	411,600

	161		411,800			
定年前再任		基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額
用短時間勤		円	円	円	円	円
務職員		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟市教育職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の新潟市教育職員給与条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第138号

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第4条中「その部局の」を削り、同条ただし書中「100分の150」を「100分の160」に改める。

第2条 新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の160」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の新潟市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づき令和6年12月1日を基準日として既に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第139号

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の160」に改める。

第2条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の160」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき令和6年12月1日を基準日として既に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第140号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

1 事件

重症コロナ肺炎の治療のため新潟市民病院に入院した新潟市在住の女性が、病室内でレジオネラ菌に感染したために症状が悪化し、死亡した医療事故

2 相手方

上記女性の相続人2名

3 損害賠償の額

新潟市が支払う損害賠償の額は、24,000,000円とする。

議案第 1 4 1 号

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 1 6 年総行市第 3 0 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 2 の項及び 3 の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第142号

人事委員会委員の選任について

次の者を人事委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

和田 圭央

議案第143号

当せん金付証券の発売について

令和7年度において、当せん金付証券を総額5,000,000千円の範囲内で発売するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

議案第144号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市音楽文化会館 大規模改修工事	657,580,000円	福田・本間・新潟藤田特定共同企業体 代表者 新潟市中央区一番堀通町3番地10 株式会社 福田組 代表取締役社長 荒明 正紀 構成員 株式会社 本間組 構成員 株式会社 新潟藤田組

議案第 1 4 5 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市音楽文化会館 大規模改修空気調和 設備工事	433,510,000 円	エアブラック・大洋・興洋・東特定共同 企業体 代表者 新潟市東区紫竹 7 丁目 1 5 番 7 号 エアブラック 株式会社 代表取締役 豊島 孝之 構成員 大洋工業 株式会社 構成員 興洋管建 株式会社 構成員 東工業 株式会社

議案第 1 4 6 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市音楽文化会館 大規模改修舞台照明 設備工事	397,100,000 円	興電・電友・渡辺特定共同企業体 代表者 新潟市中央区本町通 1 番町 1 6 7 番 地 1 株式会社 興電社 代表取締役社長 本間 敏夫 構成員 株式会社 電友舎 構成員 株式会社 渡辺電気工業所

議案第 1 4 7 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
市役所旧分館解体工 事	727,980,000 円	加賀田・北栄・原・ノガミ特定共同企業 体 代表者 新潟市中央区万代4丁目5番15号 株式会社 加賀田組 新潟支店 執行役員支店長 八雲 淳一 構成員 北栄建設 株式会社 新潟支店 構成員 株式会社 原組 構成員 株式会社 ノガミ

議案第148号

契約の変更について

令和5年度議案第189号をもって議決を経て締結した「主要地方道新潟中央環状線（一般国道403号交差点）道路改良工事」にかかる工事請負契約金額を次のように変更するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央環状線（一般国道403号交差点）道路改良工事	変更前 382,059,700円	新潟市中央区万代4丁目5番15号 株式会社 加賀田組 新潟支店 執行役員支店長 八雲 淳一
	変更後 461,843,800円	

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市木崎コミュニティセンター	新潟市北区木崎 3227番地	コミュニティ木崎村	令和7年4月1日から 令和12年3月31日 日まで
新潟市岡方コミュニティセンター	新潟市北区长戸 呂4601番地	岡方地区コミュニティ委員会	
新潟市長浦コミュニティセンター	新潟市北区长場 1834番地1	長浦コミュニティ委員会	
新潟市早通コミュニティセンター	新潟市北区早通 37番地1	早通地域コミュニティ協議会	
新潟市葛塚コミュニティセンター	新潟市北区葛塚 3197番地	地域コミュニティ葛塚連合	

議案第150号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市下山コミュニティハウス	新潟市東区下山 1丁目121番 地	下山地区コミュニティ協議会	令和7年4月1日から 令和12年3月31 日まで
新潟市石山南まちづくりセンター	新潟市東区石山 2丁目2番38 号	石山南まちづくりセンター管理運営委員会	
新潟市大形まちづくりセンター	新潟市東区海老 ヶ瀬615番地 1	大形地区コミュニティ協議会	

議案第151号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市二本木地区コミュニティセンター、新潟市横越体育センター	新潟市江南区二本木3丁目2番50号	二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第 152 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市亀田市民 会館、老人福祉 センター福寿荘	新潟市中央区東 堀前通 6 番町 1 0 6 1 番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	令和 7 年 4 月 1 日か ら 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 5 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新飯田地域生活センター	新潟市南区新飯田 1 2 6 1 番地 1	新飯田コミュニティ協議会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
新潟市茨曾根地域生活センター	新潟市南区茨曾根 3 4 4 3 番地	コミュニティ茨曾根	
新潟市庄瀬地域生活センター	新潟市南区庄瀬 6 4 8 9 番地	庄瀬地域コミュニティ協議会	
新潟市小林地域生活センター	新潟市南区下木山 6 1 3 番地	小林コミュニティ協議会	
新潟市臼井地域生活センター	新潟市南区臼井 1 1 9 3 番地 1	臼井地区コミュニティ協議会	
新潟市大郷地域生活センター	新潟市南区犬帰新田 7 5 1 番地 6	大郷地区コミュニティ協議会	
新潟市鷺巻地域生活センター	新潟市南区東笠巻新田 2 7 8 番	鷺巻地区コミュニティ協議会	

	地 1	
新潟市根岸地域 生活センター	新潟市南区山崎 興野 2 9 0 番地	根岸地域コミュニテ ィ協議会
新潟市大通地域 生活センター	新潟市南区大通 南 4 丁目 1 0 5 番地	大通コミュニティ協 議会
新潟市白根地域 生活センター	新潟市南区白根 1 1 3 6 番地 1	白根コミュニティ協 議会

議案第154号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市潟東地域 コミュニティセ ンター	新潟市西蒲区三 方2番地	潟東地域コミュニテ ィ協議会	令和7年4月1日か ら 令和12年3月31 日まで

議案第155号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市岩室民俗史料館	新潟市西蒲区和納2丁目9番35号	新潟市岩室民俗史料館運営協力友の会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第156号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市岩室体育館、新潟市岩室野球場、新潟市岩室緑地広場テニスコート、新潟市わなみ運動広場、城山運動公園野球場、城山運動公園テニス場、城山運動公園管理棟、城山運動公園サブ野球場、城山運動公園ホッケー場、城山運動公園屋内コート	新潟市中央区神道寺2丁目2番10号	西蒲スポーツ振興グループ	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第157号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市中之口体育館、新潟市中之口野球場、新潟市中之口テニスコート、新潟市中之口B&G海洋センタープール、新潟市潟東サルビアサッカー場	新潟市中央区上大川前通九番町1262番地3	中之口・潟東地区体育施設運営グループ	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第158号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市バイオリサーチセンター	新潟市秋葉区東島316番地2	NBRP共同企業体	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第159号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市北区文化 会館	新潟市中央区紫 竹山2丁目5番40 号	NKS・ハピスカと よさか共同事業体	令和7年4月1日か ら 令和12年3月31 日まで

議案第160号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
水の公園福島潟 菱風荘	新潟市中央区東 堀通一番町49 4番地3	愛宕商事株式会社	令和7年4月1日か ら 令和12年3月31 日まで

議案第161号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市海辺の森	新潟市北区樋ノ 入字向沢430 -3	特定非営利活動法人 森の会	令和7年4月1日か ら 令和9年3月31日 まで

議案第162号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津地区 グリーンセンター	新潟市秋葉区七 日町2234番 地1	グリーンセンター 管理委員会	令和7年4月1日か ら 令和12年3月31 日まで

議案第163号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市岩室健康 増進センター	新潟市江南区両川 2丁目3927番 地15	株式会社ヴァーテ ックス	令和7年4月1日か ら 令和12年3月31 日まで

議案第164号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市岩室観光施設	新潟市西蒲区岩室温泉96番地1	特定非営利活動法人 いわむろや	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第165号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市中之口農業体験公園	新潟市西蒲区湯浦新15番地	特定非営利活動法人 はざなみき中之口	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第166号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市立乳児院	新潟市東区大山 2丁目13番 34号	社会福祉法人愛宕福 社会	令和7年4月1日か ら 令和12年3月31 日まで

議案第167号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家阿賀浜荘	新潟市北区三軒屋町10番6号	新潟市北地区老人憩の家管理運営委員会	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
新潟市老人憩の家しあわせ荘			
新潟市老人憩の家新崎荘			

議案第168号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市こども創作活動館	新潟市西区小針 6丁目43番1 号	い～てらす&こども 子育て共同体	令和7年4月1日か ら
新潟市寺山公園 子育て交流施設			令和12年3月31 日まで

議案第169号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家松崎荘	新潟市東区海老ケ瀬615番地1	大形地区コミュニティ協議会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
新潟市老人憩の家大形荘			
新潟市老人憩の家大山台	新潟市東区古川町4番12号	山の下地区コミュニティ協議会	
新潟市老人憩の家じゅんさい池	新潟市東区松和町15番8号	東山の下地区コミュニティ協議会	
新潟市老人憩の家岡山荘	新潟市東区海老ケ瀬615番地1	大形地区コミュニティ協議会	

議案第170号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家なぎさ荘	新潟市中央区美咲町1丁目8番15号ホポロ美咲町3階	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第 171 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家ひばり荘	新潟市江南区両川 2 丁目 3 9 2 7 番地 1 5	株式会社ヴァーテックス	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 172 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家鳥屋野荘	新潟市中央区近江 3 丁目 2 6 番 3 2 号	新潟市中央区老人クラブ連合会鳥屋野地区協議会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
新潟市老人憩の家山潟荘	新潟市中央区長潟 2 丁目 2 0 番 1 4 号	新潟市中央区老人クラブ連合会山潟地区協議会	
新潟市老人憩の家米山荘	新潟市中央区近江 3 丁目 2 6 番 3 2 号	新潟市中央区老人クラブ連合会鳥屋野地区協議会	

議案第173号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家大江山荘	新潟市江南区江口4006番地	新潟市江南区老人クラブ連合会大江山地区協議会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
新潟市老人憩の家大淵荘			

議案第 174 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津斎場	富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号	宮本工業所・北日本ビルサービスグループ	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 175 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
白根児童センター	東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第176号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
味方児童館	新潟市江南区両川2丁目392 7番地15	南区ふれあい創造事業体	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第 177 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
白根北児童館	新潟市中央区沼垂東 1 丁目 5 番 2 2 号	労働者協同組合ワー	令和 7 年 4 月 1 日か ら 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
白根南児童館		カーズコープごまの たね	

議案第178号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家新川荘	新潟市西区五十嵐2の町914 3番地224	新潟市西区老人クラブ連合会内野地区協議会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日
新潟市老人憩の家小針荘	新潟市西区須賀11番36号	新潟市西区老人クラブ連合会坂井輪地区協議会	日まで
新潟市老人憩の家西川荘			
新潟市老人憩の家明和荘	新潟市西区小瀬771番地	老人憩の家明和荘運営委員会	
新潟市老人憩の家神明荘	新潟市西区赤塚7086番地1	新潟市西区老人クラブ赤塚地区協議会	
新潟市老人憩の家五十嵐中島荘	新潟市西区五十嵐中島3丁目2 2番1号	老人憩の家五十嵐中島荘運営委員会	

新潟市老人憩の家寺尾荘	新潟市西区須賀 1 1 番 3 6 号	新潟市西区老人クラブ連合会坂井輪 地区協議会
新潟市老人憩の家槇尾荘	新潟市西区槇尾 2 2 4 番地	老人憩の家槇尾荘 運営委員会
新潟市老人憩の家成巻荘	新潟市西区金巻 1 0 7 8 番地の 3	新潟市西区老人クラブ連合会黒埼地 区協議会
新潟市老人憩の家やなぎ荘		

議案第179号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家かすがい荘	新潟市西蒲区漆山3300番地1	かすがい荘を守る会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

議案第180号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市信濃バレー 親水レクリエーシ ョン広場	新潟市中央区神道 寺2丁目2番10 号	グリーン&フィー ルド	令和7年4月1日か ら 令和12年3月31 日まで

議案第 181 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 6 年 12 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

記

専決第 5 号 令和 6 年度新潟市一般会計補正予算（第 6 号）専決処分書

専決第 5 号

令和 6 年度新潟市一般会計補正予算（第 6 号）専決処分書

令和 6 年度新潟市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 3, 9 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3 2, 9 4 1, 0 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 9 日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 県支出金		24,173,889	293,934	24,467,823
	3 委託金	1,327,017	293,934	1,620,951
歳入	合計	432,647,131	293,934	432,941,065

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,976,985	293,934	43,270,919
	4 選挙費	97,124	293,934	391,058
歳 出 合 計		432,647,131	293,934	432,941,065

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

令和 6 年 12 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

山崎 光子

大竹 眞理子

池田 陽

大津 正行

小川 英爾

高橋 いずみ

本望 春美

廣瀬 松司